

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	事務ガイドライン 9 A - 5 - 2 (1) 及び同 9 B - 4 - 2 (1)	事務ガイドライン 9 A - 5 - 2 (1) 及び同 9 B - 4 - 2 (1) 中「行政手続法に基づく」を「行政手続法の規定に基づく」とするべきである。この文言には、法律の題名があるのみで、条番号等が含まれていないが、同 9 A 柱書きには、「資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく」とあるため、これと扱いをそろえるべきである。	<p>聴聞及び弁明に係る手続に関する記述については、行政手続法における個々の条項を指すものではないため、「行政手続法に基づく」としたものです。</p> <p>なお、ご指摘いただいた 9 A 柱書きについては、「資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び同条第 13 項に規定する特定目的信託」と修正いたしました。</p>